

(お知らせ)

令和元年12月26日
防 衛 省

統合気象システムの借上器材の撤去作業に関する調査の結果について

本年9月に公表した統合気象システムの借上器材の撤去作業に係る不適切な手続については、防衛装備庁を中心として、事実関係の調査を行ってまいりましたが、今般、その調査結果と再発防止策を別添のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

防衛省におきましては、本件に関する再発防止策を徹底し、装備品等の調達における一層の適正化に取り組んでまいります。

(別添資料)

統合気象システムの借上器材の撤去作業に関する調査の結果について

統合気象システムの借上器材の撤去作業に関する調査の結果について

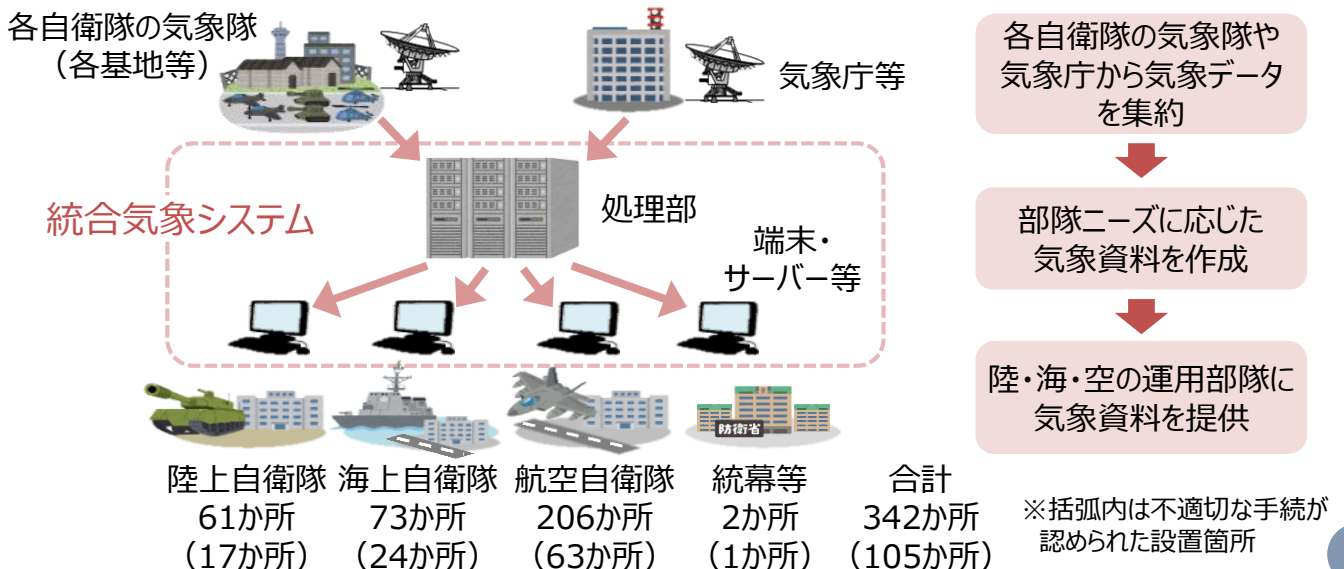
1. 経緯

- 陸・海・空自衛隊等が運用する統合気象システムの借上器材の撤去作業について、事業者による旧器材の撤去作業を平成30年度末までに行う契約としていたところ、一部の撤去作業が年度末までに完了していないにもかかわらず、会計法令上の不適切な手続により撤去に係る代金の支払が行われ、実際の撤去作業は年度を越えて行われていた事例が判明
- これを受け、防衛省においては、本年9月以降、防衛装備庁を中心として、本件に関する事実関係の確認を行い、今後、その調査結果と再発防止策等を取りまとめ

2. 調査結果

- **統合気象システムの設置箇所全342か所のうち、105か所（空自千歳基地ほか）において、年度内に撤去作業を完了したとの報告が行われていたにもかかわらず、実際の撤去作業は年度を越えて行われていた**
- **このような会計法令上の不適切な手続は、関係者間において、「平成30年度予算のため年度内に執行しなければならない」との共通認識の下、年度内に完了しない撤去作業について契約を解除することなく、「撤去」とは「端末等の電源を落とし、他のシステムとの回線を断つこと」とする独自の解釈が行われたことなどが原因**
- 本件調査に合わせ、他の情報システムについても同様の事例がないか調査したところ、平成26年度以降に撤去作業が行われた借上契約のうち、17件の契約において同様の不適切な手続を確認。これらはいずれも、会計法令上の手続が不適切であったものの、実際に撤去作業は行われていたことから、これによる国の損害は認められていない

統合気象システム（JWS-II）



3. 原因とその再発防止策等

- 撤去役務を借上契約の一部として取り扱っており、撤去作業の詳細や履行期限が契約書において明確化されておらず
 - ➡ 撤去役務を借上契約から分離し、独立した契約として取扱う。仕様書等において、撤去役務の作業内容や履行期限を明確化
 - ➡ 分離された撤去役務について、一般競争契約等の競争形態を適切に導入
- 年度内に完了しない撤去作業について、契約を解除する変更契約を検討せず、独自の「撤去」の解釈により対応
 - ➡ 執行段階において年度内の完了が見込まれない事態が判明した場合は、予算の繰越要件への適否を検討し、繰越により難しい場合には年度内に完了しない撤去作業を解除する変更契約を適切に行う
- 2月末に借上期間が満了し、3月中には撤去を完了しなければならないという無理な撤去期間の設定
 - ➡ 借上の計画策定段階において、撤去に必要となる適切な作業期間を精査
- 使用責任者における支出負担行為担当官の補助者としての認識が不十分
 - ➡ 今回の事案の教訓を踏まえた教育・研修内容を充実。特に、各器材の使用責任者が行う撤去の完了確認が、会計法令に定める支出負担行為担当官の補助者としての責任行為であることを教育
- 関係者への処分等
 - ➡ 事実関係に基づき、厳正に対処

(参考)

- 会計法（昭和22年法律第35号）
（監督及び検査）

第29条の11 契約担当官等は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合においては、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

2 契約担当官等は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならない。

3～5（略）

- 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）
（検査調書の作成）

第101条の9 契約担当官等、契約担当官等から検査を命ぜられた補助者及び各省各庁の長又はその委任を受けた職員から検査を命ぜられた職員は、検査を完了した場合においては、財務大臣の定める場合を除くほか、検査調書を作成しなければならない。

2 前項の規定により検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払をすることができない。